

国立大学法人京都大学役員退職手当規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(前 略)</p> <p>附 則 (平成16年達示第88号) この規程は、文部科学大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>(中 略)</p> | <p>附 則 (平成16年達示第88号)</p> <p>1 この規程は、文部科学大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>2 当分の間、第3条の規定による退職手当の額は、<u>同条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の国立大学法人京都大学役員退職手当規程附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。</p> |